

令和5年4月

定例総会（拡大委員総会）
議 事 録

松本市農業委員会

1 日 時 令和5年4月28日（金）午後3時30分から午後5時30分

2 場 所 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 24人

1番	小林 康基	2番	中條 幸雄
3番	柳澤 一向	4番	武井 茂善
5番	中川 敦	6番	久保 節夫
7番	太田 辰男	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	10番	矢嶋 壽司
11番	窪田 英明	12番	塩原 秀俊
13番	田中 悦郎	14番	細江 弘光
15番	塩原 俊昭	16番	河野 徹
17番	濱 博	18番	齋藤 勝幸
19番	橋本 実嗣	20番	倉科 孝明
21番	塩原 至	23番	二村 喜子
24番	上條信太郎	25番	林 昌美

(2) 推進委員 13人

推1番	西村 博	推2番	中野 千尋
推3番	大澤 好市	推4番	梶原 知子
推5番	松田 和久	推7番	平林 哲
推8番	松下 秀一	推9番	田中 武彦
推10番	中平 茂	推11番	田中 孝人
推13番	北野 喜八	推14番	山崎 和男
推15番	長崎 作夫		

4 欠席委員

(1) 農業委員 2人 22番 三村 晴夫 26番 瀧澤 和子

(2) 推進委員 5人 推6番 赤羽 武史 推12番 堀内 俊男

推16番 齋藤 知彦 推17番 中澤 一海

推18番 奈良澤 治

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第1号～第12号）
- イ 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請する件……………（議案第13号）
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第14号～第19号）
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第20号、第21号）
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第22号～第27号）
- カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件……………（議案第28号）

(2) 報告事項

- ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- イ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- ウ 農地法第4条の規定による届出の件
- エ 農地法第5条の規定による届出の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 議 案

- ア 令和4年度松本市農業委員会業務報告……………（議案第29号）
- イ 令和5年度松本市農業委員会業務計画（案）……………（議案第30号）

(2) 報告事項

- ア 山林化農地に関する非農地判断の結果について
- イ 農業委員会事務局及び農政課の職員体制について
- ウ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

- (1) 松本農業農村支援センターからの情報提供
- (2) 「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」の自己の点検・評価について
- (3) 目標地図の素案作成に向けた取り組みについて

8 出席職員	農業委員会事務局	局 長	村山 育朗
	//	局長補佐	川村 昌寛
	//	係 長	草田 崇博
	//	主 任	藤井 勇太
	//	主 任	麻生 沙絵
	//	主 事	田中 瑞恵
	農 政 課	主 事	中村 愛佳
	//	主 事	城生 涼風

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 14番 細江 弘光 委員
- 19番 橋本 実嗣 委員
- 〔書記〕 川村局長補佐、草田係長

13 会議の概要

議 長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいり

ます。

初めに、議案第1号 農用地利用集積計画の決定の件及び本日は三村委員が欠席ですので、関係議案の第9号についても併せて上程いたします。

議案は別冊資料になりますので、ご準備ください。

それでは、新規就農者について事務局から説明をお願いいたします。

田中主事。

田中主事

農業委員会事務局の田中です。

今月の新規就農者の説明させていただきますので、別冊資料の表紙の裏面をご覧ください。

今月は個人の方3名いらっしゃいます。

まず、1番、〇〇〇〇さん、住所地は県2丁目、農地所在地は里山辺地区、1筆、5.77アールを借入れ予定です。就農目的は自家消費を中心とする営農、栽培予定は長ネギを伺っております。議案は2ページの40番にございます。署名は旧市の小林農業委員と里山辺地区の中川農業委員にいただいております。

続きまして、2番、〇〇〇〇さん、住所地、農地所在ともに梓川地区、1筆、14.49アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う営農で、栽培予定はブドウ、出荷先はJA等を予定されております。販売量で1,200キロ、販売額で140万円を見込んでいらっしゃいます。農業従事者はご本人とご家族の2名と伺っております。土地の所有者さんから技術と知識を今後習得される予定で、借り入れた農地へは5キロ、自動車ですら5分ほどかかります。今後は経営規模の拡大を希望されております。議案は4ページ、71番に該当します。署名は梓川地区、倉科農業委員及び齋藤推進委員にいただいております。

最後に、3番、〇〇〇〇さん、住所地は朝日村、農地所在地は波田地区、1筆、29.95アールを借入れ予定です。就農目的は出荷を行う農業、栽培予定はスイカとブロッコリー、出荷先はJA、また個人での販売も予定されています。農業従事者はご本人のみで、農業経験としては、これまで波田地区で5年ほどスイカの栽培をされておきまして、今後もほかの農家さんから引き続き技術や知識を習得されるそうです。今後、経営規模の拡大を希望されております。議案は5ページの100番に該当いたします。署名を波田地区の塩原農業委員及び中澤推進委員にいただいております。

今月の新規就農者は以上です。お願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの新規就農者の説明に対しまして、地元の委員の方から補足説明をお願いいたします。

1番、じゃ小林委員、お願いします。

小林農業委員

せんだってわざわざご本人が我が家のほうへ来ていただきまして、一応形態、どういう形でこれから進めるという詳しい内容を一応お聞きしました。

実際は、里山辺を中心にして農業展開をして、将来的にはブドウ等もやってみたいという、意欲的に、若いところで意欲的に取り組んでおいでるなということですので、これからを期待したいと思っております。そんなことのでございますので、中川さん、じゃお願いいたします。

議長 じゃ、中川委員。

中川農業委員 じゃ、続きです。

私も、もう3週間ほど前ですか、ご本人と圃場でもって面会させていただきました。若い、バリバリにこれから農業をやっていくというようなことで、頑張っていたきたいと思っています。

この借りるこの5.77アールというこの農地なんですが、これ、里山辺の林地区にありますところなんです。実はここ、遊休農地でございまして、利用状況調査、利用と1-2、これに該当するところなんです。ここをきれいに起こして、きれいに今、起こして、準備しているところですね。一帯が実はこういった遊休農地とか、イチノキとかミとかあるようなところですので、これからこの先、この地域を、この地区を多少なりとも整備してもらえらるような、そういう方になってほしいなど、そういう思いで応援しているところです。

以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、2番、じゃ倉科委員、お願いします。

倉科農業委員 梓川倭に在住の〇〇〇〇さんですけれども、〇〇さんは消防署員を経て、現在はIT関係のライターを職としていらっしゃいます。将来的に農業をしたいという希望を持っておりまして、市民農園を借りたり、近所の農家さんでパートをしていたところ、農業を始めてみてはどうかということで声がかかりまして、話が進展したものであります。

営農に必要な農地につきましては、丸田地区のブドウ団地の一角、14アールを借りることとしておりまして、既にナガノパープル、シャインマスカット等が作付されておりますので、そこを引き継いで営農を行うという予定です。

栽培技術につきましては、同じ団地内の〇〇〇〇さんが指導を行ってくれ、また齋藤推進委員も同じ団地内でブドウを作っておりますので、そういったところで協力をいただけるということでございます。

兼業農家として営農することは可能だと判断いたしますし、地域の若手農業者として活躍を期待したいと考えております。

以上です。

議長 ありがとうございます。
じゃ、3番について、じゃ塩原至委員。

塩原（至）農業委員 ○○○○さんにつきましては、住所は朝日村ということでありますが、5年前からお母さんと一緒に波田地区の場所でスイカを作っておりました。それで、独立して自分一人でスイカ等を作りたいということであります。

それで、技術の関係につきましては、波田地区のスイカ部会について、いろいろブロックがあります。ちょうどすいか部会長さんのブロックの一員として、いろいろな技術を教わりながら、今後もう少し面積を拡大したいということでありますので、問題ないかと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。
続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。
中村主事。

中村（農政課）主事 お世話になっております。農政課、中村と申します。
本年度の4月1日より利用権担当に1名異動がありましたので、ご挨拶申し上げます。

城生（農政課）主事 4月1日から農政課の担い手担当のほうに異動になりました城生と申します。よろしく申し上げます。
主に利用権の担当のほうをさせていただきますので、今後もよろしく申し上げます。

中村（農政課）主事 本年度から正規職員2名と会計年度任用職員が3名ということで、利用権担当のほう、事務を進めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。
議案の説明について、着座にて失礼いたします。
今回特記事項はありませんので、議案の説明に入りたいと思います。
別冊議案の20ページをご覧ください。
では、合計について申し上げます。
一般、筆数195筆、貸付け103人、借入れ61人、面積29万4,572.76平米。
経営移譲、筆数4筆、貸付け3人、借入れ3人、面積2,197.3平米。
所有権の移転、筆数2筆、貸付け2人、借入れ2人、面積3,631平米。
第18条2項6号関係、筆数22筆、貸付け10人、借入れ4人、面積3万686平米。
農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数172筆、貸付け119人、借入れ1人、面積29万1,058.68平米。
（一括方式機構配分関係）、筆数158筆、貸付け1人、借入れ62人、面積26万7,891.68平米。
合計、筆数553筆、貸付け238人、借入れ133人、面積89万37,42平米。
当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数233筆、面積41

万2, 148平米、集積率は69.48%です。

議案第1号は以上となります。

続きまして、議案第9号について併せて申し上げます。

議案の25ページをご覧ください。

では、合計を申し上げます。

筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積962平米。

認定農業者への集積率は100%です。

議案第9号は以上となります。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、全ての委員の皆様から質問、意見等がありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

以降、議案の採決においては、農業委員の方を対象に伺いますので、よろしくをお願いいたします。

議案第1号及び9号について、原案どおり決定することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法31条の規定により、濱委員には退室をお願いいたします。

(濱農業委員 退席)

議 長

それでは、農政課から説明をお願いいたします。

中村主事。

中村(農政課)主事 続きまして、議案21ページをご覧ください。

議案第2号になります。

合計のみ申し上げます。

筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積370平米。

認定農業者への集積率は100%です。

議案第2号は以上となります。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対して全ての委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第2号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
濱委員の入室をお願いいたします。

(濱農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、同様に柳澤委員には退室をお願いいたします。

(柳澤農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。
中村主事。

中村(農政課)主事 引き続き21ページをご覧ください。
議案第3号になります。
合計のみ申し上げます。
筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積644平米。
認定農業者への集積はありません。
議案第3号は以上となります。

議長 全ての委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第3号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
退室している柳澤委員の入室をお願いいたします。

(柳澤農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、橋本委員には退室をお願いいたします。

(橋本農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。
中村主事。

中村（農政課）主事 続きまして、議案22ページをご覧ください。
議案第4号になります。
合計のみ申し上げます。
一般、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積953平米。
利用権移転、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積624平米。
合計、筆数2筆、貸付け2人、借入れ2人、面積1,577平米。
認定農業者への集積率については、一般分ゼロ%、利用権移転100%となります。
議案第4号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第4号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
橋本委員の入室をお願いいたします。

(橋本農業委員 入室)

議長 続きます、議案第5号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、二村委員には退室をお願いいたします。

(二村農業委員 退席)

議長 説明をお願いいたします。
中村主事。

中村(農政課)主事 続きます、議案23ページをご覧ください。
議案第5号になります。
合計のみ申し上げます。
筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積854平米。
認定農業者への集積率は100%です。
議案第5号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。
ありますか。

[質問、意見なし]

議長 ご意見ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第5号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
二村委員の入室をお願いいたします。

(二村農業委員 入室)

議長 続きます、議案第6号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、細江委員には退室をお願いいたします。

(細江農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いします。
中村主事。

中村（農政課）主事 引き続き23ページをご覧ください。
議案第6号になります。
合計を申し上げます。
筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積5,628平米。
認定農業者への集積はありません。
議案第6号は以上となります。

議 長 委員の皆様で質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第6号については、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の
挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
細江委員の入室をお願いいたします。

(細江農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第7号 農用地利用集積計画の決定の件について上程い
たしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、太田委員には退
室をお願いいたします。

(太田農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いいたします。
中村主事。

中村（農政課）主事 続きまして、24ページをご覧ください。
議案第7号になります。
合計を申し上げます。
筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,863平米。
認定農業者への集積率は100%です。
議案第7号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様からそれぞれご意見、ご質問等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第7号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
太田委員の入室をお願いいたします。

(太田農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第8号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件は私に関係する案件になりますので、農業委員会法31条の規定により、私は議事に参与できないので、退室させていただきます。議事の進行を会長代理をお願いいたします。

(田中農業委員 退席)

窪田会長代理 それでは、しばらくの間、会長に代わりまして議事を進行させていただきます。
それでは、農政課から説明をお願いいたします。
中村主事。

中村(農政課)主事 引き続き24ページをご覧ください。
議案第8号になります。
合計を申し上げます。
筆数4筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1万913平米。
認定農業者への集積率は100%です。
議案第8号は以上となります。

窪田会長代理 ただいまの説明に対しまして皆様から質疑、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

窪田会長代理 ご意見等ないようですので、ただいまから集約をいたします。

議案第8号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

窪田会長代理 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、退室しています田中委員の入室の許可をいたします。

(田中農業委員 入室)

窪田会長代理 議事参与の制限に係る議題が終了しましたので、議長を再び田中会長に交代をいたします。

議 長 続きまして、議案第10号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、丸山委員には退室をお願いいたします。

(丸山農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いいたします。
中村主事。

中村（農政課）主事 続きまして、25ページをご覧ください。
議案第10号になります。
合計を申し上げます。
筆数3筆、貸付け1人、借入れ1人、面積953平米。
認定農業者への集積率は100%です。
議案第10号は以上となります。

議 長 ありがとうございました。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第10号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
丸山委員の入室をお願いいたします。

(丸山農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第11号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、倉科委員には退室をお願いいたします。

(倉科農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。
中村主事。

中村(農政課)主事 続きまして、26ページをご覧ください。
議案第11号になります。
合計を申し上げます。
筆数3筆、貸付け1人、借入れ1人、面積5,576平米。
認定農業者への集積率は100%です。
議案第11号は以上となります。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第11号については、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
倉科委員の入室をお願いいたします。

(倉科農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第12号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、同様に塩原委

員には退室をお願いいたします。

(塩原 () 農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いいたします。
中村主事。

中村(農政課)主事 引き続き26ページをご覧ください。

議案第12号になります。

合計を申し上げます。

筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積2,900平米。

認定農業者への集積率は100%です。

議案第12号は以上となります。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第12号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
塩原委員の入室をお願いいたします。

(塩原 () 農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第13号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請する件について上程いたします。
それでは、事務局から説明をいただきます。
田中主事。

田中主事 先月より新たに加わった議案ですけれども、引き続き別冊の27ページをご覧ください。

すみません、冒頭から資料の訂正で大変申し訳ございませんが、大きな表の一番下に合計数入れておりますけれども、貸付先氏名の欄の合計「8」となっていますが、こちら、貸付先人数は5名ですので、申し訳ございません。「5」が正しい数字です。筆数と思い違いしておりまして、申し訳

ございました。

それでは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請する件、議案第13号について、合計欄にて申し上げます。

集積、人数8名、筆数8筆、権利設定面積1万3,507平米、対して配分、人数5名です。

以上の案にて令和5年5月公告分の農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構へ要請いたします。

議案第13号については以上です。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

前回の定例総会の研修会の折にもこれ、出てきました。この内容がこれです。ありますので、その法的にのりつた営みとなりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第13号については、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第14号から19号 農用法第3条の規定による許可申請許可の件、6件について上程いたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

麻生主任。

麻生主任

それでは、総会資料1ページをご覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

最初に、すみません、資料の訂正をお願いいたします。

議案第17号は、「新規就農のため」とありますが、正しくは「農地保全のため」となります。

同じく議案第18号は、「農地保全のため」とありますが、正しくは「新規就農のため」となります。訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

議案第14号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。

議案第15号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。参考資料として、新規就農者の〇〇〇〇〇さんの資料を本日お配りした参考資料に

掲載しております。

議案第16号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。参考資料として、新規就農者の〇〇〇〇さんの資料を本日お配りした参考資料に掲載しております。

議案第17号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。

議案第18号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。参考資料として、新規就農者の〇〇〇〇さんの資料を本日お配りした参考資料に掲載しております。

議案第19号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。

以上6件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

それでは、地元の農業委員の方の補足説明をお願いいたします。

議案番号14、島内でありますので、河野委員、お願いします。

河野農業委員

議案第14号ですが、島内の中でも混み合っている一番南のほうの端なんですけど、周辺はずっと農地でございます。農地を取得する方の家の近くのところの2筆ですが、現状はある程度きれいにはなっていましたが、これから畑にするんだらうということでございます。そんなことで、特に周辺の農地への影響も少ないと思いますし、問題はないと思います。

以上です。

議 長

河野委員、続けて15、16、お願いします。

河野農業委員

15ですが、地図で見ていただくと分かると思いますが、15は小宮の集落の中ですね。集落の中の農地が、周りがみんな宅地で、農地がぽつんと自分の家の裏にあるということで、以前から畑をちょっと借りてやっていたようですが、所有者が手放したいということで、その方、〇〇さんがこの農地を買うということでございます。非農家ですので、新規就農になります。

それから、16番も、今度は平瀬川西の鶴宮神社というところのすぐ近くなんですけど、ここも周辺が宅地に囲まれておりまして、その中に畑にしてあって、なおかつ3分の1くらいが梅林、梅が植えられているという状況です。そういった中で、やはり地主のほうでもう売りたいということでございますので、周辺への影響は全くないということで、問題はないかと思えます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

17番、今井であります。

先日、田中武彦委員さんと2人で現場を見てまいりました。地主の方が遠くの埼玉県の方だということで、ここ、保全管理、放っておけば遊休荒廃地、山林化してしまうということで、やむを得ないという判断をいたしました。

18番、久保委員、お願いします。

久保農業委員

18番は、〇〇〇さんがおやじさんから相続した家、土地、農地、山一帯を実の姉である〇〇さんに贈与するという話であります。実質的に〇〇さん、この四賀に住んでいないので、農地保全ができないということで、お姉さんに全てをお願いしたいという話でありまして、新規就農という形になりますが、実質的には〇〇さんは以前から農家の手伝いをずっとしていましたので、そういう意味からいうと、農地保全という観点からいっても、やむを得ないかと思えます。

引き続いて19番ですが、ここは五常小学校の跡地を、今、私の後ろにおります〇〇前四賀の連合会長と一緒にI S Nインターナショナルスクールを誘致するというので、大分骨を折っていただいた件で、ここ、小学校のすぐ隣にずっと古民家、何十年も空いている〇〇さんの家がありまして、そこをそっくり買うと。その家の僅かちょっとですが、農地がありますので、そこを小学校の生徒と一緒にいろいろやろうかというこの〇〇〇〇さんの案であります。ですので、これは古民家を再生するにしても何にしても、小学校の横ですので、いろいろな意味からいうと、非常にいい話だと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

前段でもちょっと事務局から説明のあったとおり、本来、3月までだと下限面積があって、新規就農で購入という事態はなかったわけですが、以降、下限面積ないですし、別段面積で対応したわけですが、こういう事例出てくると思えます。

前回の研修会でも申し上げたとおり、懸念材料については、極力事務局の受けの段階でその精査した中で、なるべく払拭していくというような考え方の中から出てきた内容でありますので、それもお含みいただいた中でご審議をお願いしたいと思います。

全体を通しましてご意見、ご質問等ありましたら、お願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、6件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第14号から19号について、原案どおり許可することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することといたします。
続きまして、議案第20号及び21号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、2件について上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任 農業委員会事務局の藤井です。説明をさせていただきます。
議案書の2ページをお願いいたします。
農地法第4条の規定による許可申請承認の件、説明をいたします。
議案第20号、転用目的、宅地（敷地拡張）となります。内容については議案書のとおりとなりますが、令和3年9月9日付で農振除外済みであります。やむを得ないものとして追認申請となっております。
続きまして、議案第21号、転用目的、駐車場です。内容については議案書のとおりとなります。
以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、地元の委員の方からご意見を伺います。
倉科委員。

倉科農業委員 議案20号ですけれども、場所は北大妻の集落になりまして、県道波田北大妻豊科線の沿線になります。梓川消防署の南側400メートルほどの集落内の一角になります。当該農地は、写真で見いただきますと、右側が南になりますけれども、南側が本人所有の宅地、手前の西側が本人所有の農地、左側の北側が用水路、奥の東側は県道に面した狭小な土地となっております。本人所有の住宅につきましては、昭和49年頃、亡き父が建築したものであるそうですけれども、今回建物の一部が農地にはみ出していることが判明したことを受けまして、違法状態を是正するものであります。よって、本件における転用はやむを得ないものと考えております。
なお、さきに説明したとおりの農地ですので、周辺の農業に与える影響はないものと考えております。
以上です。

議長 ありがとうございます。
21番、塩原委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 7ページ目を見ていただきまして、場所は波田郵便局から西のほうに2

00メートルばかり行った場所で、写真を見ていただきますと、周りは全部住宅地で、手前も道を挟んだところも住宅であります。線から向こう側が農地として使用するというのでありまして、道に車等止めるわけにもいきませんので、手前のところを駐車場にするということでもありますので、やむを得ないかなと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、現地を見ていただいた濱委員、続けてお願いします。

濱農業委員

20号の梓川ですが、この白枠、ちょっと建物の手前で、奥のほう切っておりますが、現実的には2階建て部分辺りから左側、1階部分が建たっているところを含めて、道路際まで全部農地ということで、これはもうやってもらわなきゃどうにもならないということで、やむを得ないと思います。周りには全然影響出る状態ではありません。

続きまして、波田の21号ですが、説明のとおり、この畑になっているところの周りは全て住宅でございます。畑の中でも、この白枠で囲った辺りが一番低くて、車を止めたところから不純物が流れ込むというよりは、車を止めたところへ雨水がどうどう流れるかなという、大雨のときにはというような土地でございます。本人も車の置場がないということなので、うちと反対側のほうへ車を置くようですので、ちょっと隣のほうへ残った農地には若干影がという部分もありますけれども、大きな影響はないかと思えます。やむを得ないと思います。

議 長

ありがとうございました。

全ての委員の方にお伺いしますが、この案件に対しまして質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、農地法第4条の規定による案件、2件について一括して集約いたします。

農業委員の方に伺いますが、議案第20号及び21号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第22号から27号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件。6件について上程いたします。

事務局から一括説明をお願いいたします。

藤井主任。

藤井主任

それでは、説明をさせていただきます。
議案書の3ページをお願いいたします。
農地法第5条の規定による許可申請承認の件、説明をいたします。
議案第22号、転用目的は砂利採取の一時転用となります。
議案第23号、転用目的は建て売り住宅となります。なお、隣接する宅地と今回の申請の農地を併せての建て売り住宅4棟の計画となっております。
議案第24号、転用目的は住宅敷地となります。
続いて、4ページをお願いいたします。
議案第25号、転用目的は農家住宅及び物置です。なお、こちらの案件ですが、令和5年2月14日付、農振除外済みの案件となっております。
続いて、議案第26号、転用目的は駐車場となります。なお、こちらについても、令和5年2月14日付、農振除外済みとなっております。
続きまして、議案第27号、転用目的は農業用駐車場となります。
以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくをお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
それでは、地元の農業委員の方からご意見を賜ります。
22号、河野委員。

河野農業委員

島内でよく行われている砂利採取の一時転用です。場所柄、先月やはり一時転用の許可を出したわけですが、そちらの田んぼの隣になります。特に問題は生じないというように考えております。
以上です。

議 長

それでは、23号、塩原秀俊委員。

塩原（秀）農業委員 別紙資料の9ページのところに写真が載っているわけですがけれども、この前には市道で、市道の反対側も住宅ということで、ぐるっと360度住宅に囲まれた中の一角でありますので、他の農用地には影響のないところだと思いますので、やむを得ないと思っております。

議 長

それでは、24号、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員

それでは、10ページの関係見ていただきまして、奈良井川の今村橋のちょうど西側になるんですけれども、近くに塩尻鍋割穂高線がずっと走って、飛行場のほうへ上って行く道がございます。そこの丸のついているところに住宅、〇〇さんの住宅あるんですけれども、ちょうどご自宅の北側、道路は南側になるんですけれども、北側ですね、写真見ますと、その隣の境のところが畑ということでの登録、16平米の登録があったというこ

とで、所有者は千葉県に在住しているということで、今回、全く利用するつもりはないということでもありますので、ちょうど写真、ここに境の木が植わっていますけれども、この白い線がちょっと変かなとは思いますが、本当に境、自分の自宅の北側ということで、住宅敷地にしたいということでもありますし、ほかの農地に与える影響全くございませんので、問題ないというように考えますので、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

25号、今井であります。先ほどと同様、田中武彦委員と現地を確認してまいりました。〇〇さん、一生懸命新規就農で頑張っておられて、いよいよ順調になってうちを建てて、ソバをやりたいということで、場所的にも位置的にも本人も問題ないというように判断してまいりました。

26号、丸山委員。

丸山農業委員

先日、24日に訪問し、確認をさせていただきました。過去に来訪者が公道に駐車していて、近隣の住民に迷惑をかけていたという経過がありまして、進入路を拡幅した経過があります。それで、拡幅し、広くなったことにより、来訪者が前進で敷地内に入るようになったということで、帰る際、転回せずにバックで出て行くときに、ほとんど進入路に対してバックで出るもんですから、北の土地に落ちそうになったり、特に日没だとか雨天のときに、また降雪時のときに危険度が増していたという状況。また、中で無理して転回しようとしたときに、申請者の〇〇さんの家に衝突したということもあって、十分な解決となっていなかったということです。そこで今回、申請地を分筆し、駐車場として来訪者の安全確保をしたいということが目的です。周辺農地への影響は少ないと判断しました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

27号、中川委員、お願いします。

中川農業委員

27番です。譲受人の〇〇〇〇〇さんという方がいます。13ページのこの写真であります、左側にお二人写っています。この道路を挟んだ左側が〇〇〇〇〇さんの自宅になっています。この〇〇〇〇〇さんなんですが、里山辺の地域計画の中で、主要な担い手に位置づけられている人、40歳の人でありまして、水稻、それからブドウ園、これ、結構広い面積でやっています。とりわけブドウの繁忙期、実は4人、5人ぐらいの手伝いの人がいるんですが、その人たち、車で来ます。その人たちが車を止める場所がないというようなことで、毎年実は路上駐車しているところが大変よろしくないというようなことで、近所に駐車場を確保する必要が何年も前からあったという事情です。この当該農地なんですが、〇〇〇〇さん、これもご近所の方ですが、高齢ということもありますし、また農地自体が非常に小さくて、狭くて、中途半端ではないんですが、なかなかこれも難しか

ろうということで、やむを得ずこの農地を第5条でという、そういう案件であります。やむを得ないと判断しております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

現地を見ていただいた農業委員の方に意見を伺いますが、22、23と濱委員にお願いして、24番以降、齋藤委員にお願いしたいと思います。

濱委員、お願いします。

濱農業委員

22番の島内ですが、この丸を書いたところに水平に道路が写っておりますが、その道路の下側が現状で、今、砂利採取しているところです。その道路の上側にこの今回の申請の田んぼがあります。道路は丸を書いた左側から上のほうへずっと伸びている道路がありますが、ここがかなり広くて、ほかの道路を通らなくても、この広い道路で、その先も広い道路がつながっていますので、周りの方にも迷惑かからなく作業できて、ほかの農地への影響も、掘り下げで取りますので、影響ないというように見ました。一時転用ですので、やむを得ないと思います。

それから、23号の神林ですが、この白枠で囲ってある枠の左側と右側が宅地だそうですが、ここの白枠のところと一緒に畑としてどうも利用していたようでありますので、その宅地を除けば、本当の僅かな面積で、これを耕作というのも、非常にうちが建たっちゃえば難しいかなということで、やむを得ないと思います。

以上です。

議長

齋藤委員、続けてお願いします。

齋藤（勝）農業委員 24番、事務局の分かりやすい説明の下に現地確認をしてきました。承認やむなしと認めます。

続きまして、25番、同じく承認やむなしと認めます。

26番も全く問題なしと見てきました。

27番、農業用駐車場、これも全く問題なしと見てきました。

よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

全ての委員の方でそれぞれの案件について質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見ないようですので、農地法第5条の規定による案件、6件について集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第22号から27号について、原案ど

おり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第28号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、1件について上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

麻生主任。

麻生主任

次に、総会資料5ページをご覧ください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。

議案第28号、沢村にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。

以上、ご審議をお願いいたします。

議長

それでは、地元の小林委員、ご意見をお願いいたします。

小林農業委員

別添資料の最終ページ、15ページですが、ここに位置図の案内があるんですが、これではちょっと分かりにくいものですから、口頭でお伝えをしたいと思いますけれども、場所は深志高校から北へ約500メートルくらい上がったところで、蟻ヶ崎台という団地が上に書いているわけですが、その入り口に位置しております。旧市屈指の面積を誇る農家の方で、特に果樹栽培を中心に、現在はリンゴを奥さんと2人で取り組んでおいでになっております。ご案内のように、近隣は住宅地、あるいはマンション等が乱立している地帯なんですけれども、この農地を守りながら、地域に緑を提供しているということでも、大事な農地ではないかなと思っております。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

この案件につきまして、全体の皆さんにお伺いします。質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、1件について集約いたします。

農業委員の皆様にお伺いしますが、議案第28号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
引き続き農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局から報告事項のアからエついて一括説明をお願いいたします。
麻生主任。

麻生主任 それでは、報告事項のアからエについて説明いたします。
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。
総会資料6ページからご覧ください。
6ページから7ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、10件、8ページから9ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、19件、10ページ、農地法第4条の規定による届出の件、8件、11ページから13ページ、農地法第5条の規定による届出の件、9件。
以上になります。よろしく願いいたします。

議長 ただいまの報告につきまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおり承知おきをお願いいたします。
農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、ここで暫時休憩といたしますが、あの時計で20分に再開いたしますので、暫時休憩をお願いいたします。

(休憩)

議長 お約束の時間になりました。議事を再開いたします。
休憩前に引き続き、その他農業委員会業務に関する事項から進めてまいります。
初めに、令和4年度松本市農業委員会業務報告、議案第29号を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
草田係長。

草田係長 農業委員会事務局の草田です。よろしく願いいたします。
まず、訂正がございます。申し訳ありません。
34ページ、資料6-2であります。1、農用地利用集積計画の面積の合

計欄の数字が潰れてしまっておりますので、ご記入をお願いいたします。申し上げます。「593万5,238.63平米です。もう一度申し上げます。「5935238.63」です。「593万5,238.63平米」です。

続けて、申し訳ありません。令和5年度の分についても、ちょっと訂正をお願いします。

42ページであります。令和5年度農業委員会定例総会等開催予定(案)ですが、本日、4月28日の定例総会と併せて「研修会または農地利用最適化の推進に向けた情報交換」とありましたが、定例総会のみとなりますので、下の段の「研修会または農地利用最適化の推進に向けた情報交換」は削除していただくようお願いいたします。

あと、もう一点なのですが、申し訳ありません。46ページです。主要会務報告並びに当面の予定についてで、本日、4月28日の金曜日、情報研修委員会、農業委員会室で「13時」からというふうに記載ありますが、「13時15分」からでしたので、訂正をお願いいたします。申し訳ありません。

訂正については以上であります。

それでは、令和4年度の松本市農業委員会業務報告について説明させていただきます。

まず、組織運営の各種会議の開催状況については、記載のとおりになっていきます。

専門委員会の活動についてです。

農業振興委員会では、令和4年度松本市農業施策に関する意見書を作成いたしました。項目1、2、3について記載をして、意見書を提出したところです。この中の項目1について、プラットホームの設置について意見書として記載しまして、現在、農政課では、この内容について協議を進めています。前任の板花補佐が担当になっていまして、近日、近いうちに、もしかすると来月あたりに総会で説明をしていただけるような話になっております。よろしくをお願いいたします。

続いて、情報・研修委員会ですが、農業委員会だよりの企画編集、移動農業委員会、国内先進地視察研修、農業活性化シンポジウムの企画、実施をいたしました。

次のページをご覧ください。

系統組織との連携、協力、農業関連団体との連携、協力につきましては記載のとおりです。

研修機会の提供ですが、ブロック別研修・懇談会では、利用状況調査の実施前の研修を行いました。委員研修会では、農政課の職員を講師に招いて研修会を行っております。

6番のブロック活動の推進についてです。

北東部ブロックでは農地パトロール研修、南部ではドローンによる農薬散布実演研修、河西部では松本波田道路建設に伴う残地農地に関する情報共有、市民農園の開設方法について検討、西部ブロックではトウモロコシ栽

培の実践を行っていただきました。

続いて、個別業務の実施についてです。

農地法など法令業務の執行状況についてです。農地の権利移動、転用、利用関係の調整等について、527件について処理を行いました。詳細については、資料の6-1をご覧ください。

イの農用地利用集積計画の決定についての取扱い実績については、先ほど訂正をお願いしました資料6-2を参照してください。

ウ、別段面積基準の調整については、4年度末の設定農地として303筆ございます。こちらについては、令和5年の4月1日付で廃止となっております。こちらの制度については廃止となっております。

エ、無断転用防止活動及びその是正状況、オ、農地所有適格法人の要件確認状況については、記載のとおりとなっております。

(2) 農地利用の最適化の推進についてです。

ア、遊休農地の発生防止・解消に向けた取組として、経常的な農地パトロールを実施していただきました。

利用状況調査の結果については、下の表のとおりになっています。

松本市としては、令和4年度から新しい区分での区分分けをしております。令和3年度のB分類、再生困難なものというんですかね、110.8ヘクタールあったものが、重機等を使えば再生できるものということで、B分類から70.5ヘクタールが再生可能の農地として計上されていて、そのうち再生困難な農地としては22.4ヘクタール、非農地判断したものは24ヘクタールというふうになっています。

次のページご覧いただきまして、イの担い手への農地の集積・集約化に向けた取組、新規参入の促進に向けた取組については、記載のとおりとなっております。

エ、農地利用最適化交付金の活用についてです。委員報酬に上乘せの措置をして、委員活動を支えました。対象委員43名に報酬として500万1,000円を交付金として支給しています。

(3) 農政活動の推進として、松本地域振興局との農政懇談会、県農政部との意見交換会等に会長が対応していただいております。

(5) 農業者年金の加入推進として、JAと連携を図り、新規加入を推進いたしました。達成状況等については、表の記載のとおりです。

(6) 情報活動の推進については、記載のとおりとなっております。

次のページの総会、役員会、専門委員会の開催状況については、また後ほどご覧ください。

以上であります。

議長

ありがとうございました。

以下の項目につきましては、運営に関わるものですので、全委員の皆さんを集約まで対象にしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただいま事務局から説明がありました。

これに対しまして全ての委員の皆さんからご意見をお伺いします。何かありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、採決を行います。
全ての委員の方にお伺いしますが、議案第29号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することといたします。
次に、令和5年度松本市農業委員会業務計画（案）、議案第30号を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
草田係長。

草田係長 引き続きよろしくをお願いいたします。
令和5年度松本市農業委員会業務計画（案）であります。
まず、第1の基本方針です。
こちらでは、まず令和5年度については、地域計画の法定化で、目標地図の原案、素案を作成することになっております。JAなどの農業団体、地域の担い手、町会等と連携を強めて情報を収集するなど、活動をしていただきたいと思います。
本年度の重点推進事項ですが、地域計画目標地図の原案策定に向けた主体的な行動、農業委員会のデジタル化に向けて一歩前進、次期委員改選に向けて女性や若手を増やすための取組強化、農地法等の法令業務の公正・適正な施行となっております。
次のページをご覧ください。
第2、業務の展開についてです。
（2）専門委員会の活動としまして、農業振興委員会では、10月に意見書の提出、11月に市長懇談会を予定しております。
情報・研修委員会では、農業委員会だより、移動農業委員会、先進地視察研修を企画しております。
次のページをご覧ください。
研修機会の提供としまして、以下のものを予定しております。
（6）のブロック活動の推進については、北東部では、スマート農業などの先進技術等の研修会、遊休農地解消のための活動、南部では、除草剤についての研修、河西部では、松本波田道路の建設に伴う残地問題への対応、西部では、トウモロコシの栽培を実施する予定になっております。
続いて、個別業務の実施についてです。

(2) の農地利用の最適化の推進の項目です。

(イ) 最適化活動の推進に必要なタブレット端末の操作研修、タブレット端末活用に向けた操作研修を実施しています。毎年7月から8月に利用状況調査をする前の研修を行っています。今年は6月ぐらいからタブレットの操作研修をブロック別に研修会をして行う予定になっております。よろしくお願いいたします。

(ウ) 目標地図の素案の作成。地区の課題と将来の農地利用について協議し、農業者の意向等の情報を収集、勘案して、JA等の関係者と協力しながら目標地図の素案を作成します。こちらについては、別紙で今、説明を申し上げます。

左上、ホチキス留めになっております目標地図の素案作成に向けた取組についてをご覧ください。

農政課との協議をしまして、今後の予定になっております。

4月から5月にかけて、それぞれの地区の主な農業関係者と地域計画の方向性、大まかなストーリーと申しますか、そういった方向性を相談に伺う予定になっております。

6月から7月にかけて、その地区ごとの大まかな方向性を相談した結果を踏まえて、中心経営体や関係団体等を集めて地域計画の内容について説明、協議をしていく予定になっております。

相談、協議の進め方ですが、次のページにあるような令和2年の意向調査の結果を反映した経営意向別、年齢別、担い手の区分別の3種類の地図を、こちらはA4サイズになっておりますが、実際にはAゼロサイズですので、これを16枚重ねたもうちょっと大きなものをお持ちして、それを皆さんで見てくださいながら、地区の方が現状どうなっているのかということの共有と把握をしていただき、農地を将来どうしていくのかということを検討していただきたいと思っております。

例えば、縮小の意向がある方、廃止の意向のある方、例えば高齢の方、10年後にはもう80歳以上になっている方について、今後どうしていくのかということが協議の議題になってくるのかなというふうには想定はしております。それは各地区ごと違ってくるかと思っておりますので、それぞれの地区でどうしていくのかということを検討していただくことになると思っております。

また、そもそも担い手がないだとか、話合いの土台がないというふうな理由で方向性が決まらない場合だとか、さらに議論を深めたいという場合には、それぞれの各実情に応じて、何回か協議をしていただくとかという形で、時間をかけて協議を進めていただくことになると思っております。

農業委員さんに取り組んでいただきたいということは、地区の話合いにまず参加していただくこと、農業関係者の方、地区再生協議会やJA、土地改良区、担い手の方々に出席の調整をしていただきたいと思っております。

実際、意向を確認して地図に反映する作業につきましては、今後、5月11日に私たちのほうで研修を受けて、操作の研修を受ける予定ですので、また分かったところで随時ご案内をしていく予定であります。

以上であります。

それと、パンフレットを一緒にお渡ししております。地域の農業の将来を一緒に考えてみませんかということで、今ご説明したような内容がこちらにも記載してあります。こちらをその会議のときに私たちお持ちして、出席していただいた方にもお配りしますし、農業委員さんの方からも担い手の方だとかにお配りいただければと思っております。

総会の資料に戻っていただきます。

(ア) 農地利用最適化の推進に関する情報交換の開催、おおむね3カ月に一度、各地区の取組事例などを発表し合うことにより、情報を全体で共有していきます。

(イ) 担い手への農地の集積・集約化に向けた取組を行っていきます。

(ウ) 新規参入の促進に向けた取組を行っていきます。

次のページです。

(3) 農政活動の推進、(4) 農業振興活動の推進、(5) 農業者年金の加入推進、(6) 情報活動の推進については、記載のとおりであります。

(5) の農業者年金の加入推進の中の松本市農業者年金協議会についてなんですけれども、現在、加入推進活動というのが協議会からJAの方と農業委員の方になっております。平成14年の制度改正によって、現役世代が支える制度から保険料積立ての方式に変わってきていますので、県内でも協議会自身を閉じるというような方向性が出ています。松本市としては、その必要性だとか、閉じた際の影響だとか考慮しながら、閉じる時期も含めてどうするのか、今後検討していくというようなことを考えています。よろしく願いいたします。

次のページに今年度の主要会議の予定、定例総会の予定となっておりますので、ご確認をください。

以上であります。

議 長

ありがとうございました。

じゃ、計画について、それぞれ行いますが、2つに分けます。目標地図の関係を一項目と、ほかの一般業務の関係、それぞれ分けていきたいと思いますが、まず一般業務といいますか、目標地図の関係以外でこの計画に対してご意見、ご質問あったら、またお願いしたいと思います。

お願いします、上條さん。

上條農業委員

これは確認なんですけれども、基本方針のところの下から5行目辺りのところから「人と農地、さらには住環境に関する情報を収集するなど」とありますけれども、その具体的な取組の内容というのは、多分39ページの上からイ、ウとあるんですけれども、このウの表現の中に、「新規就農者や移住者などに向けて、空き家バンクシステムとの連携による農地の有効活用」という、こういう表現があるんですけれども、このことについて、多分川村さんが以前にお話しされた空き家バンクの話で、要は農業委員としても、空き家について、要は関心を持って、それは農地と、要するに休

耕地と関連した空き家というふうな意味合いなんですか。ちょっとそこら辺のところ、どこまで関わりを持ったらいいかということがちょっと分からなかったんですが。

議 長 川村補佐。

川村局長補佐 ありがとうございます。

まさに委員さんおっしゃるとおりでして、先般、3月の定例総会でもお話ししたところですが、この4月1日から下限面積が撤廃されました。1つ例を取ってみますと、そのときもお話しさせていただいたんですが、東京の人が相続でこちらの農地あるいは宅地等を相続した場合、やはり管理ができないという中で、その人は多分両方を手放したいというように考えると思います。そういったときに、もし地元の農業委員さんのほうにこの農地を手放したいけれどもというようなご相談があったときに、宅地もそうですか。いわゆる住居も手放すんですかといったときに、それも当然一緒にしたい。こんなようなご相談を受けたときに、それでは松本市のほうでは空き家バンクというシステムがございまして。そういった中で、下限面積も撤廃されたことなので、農地付き空き家として登録してみてもどうですか。このようなアドバイスを行っていただけて、農地の荒廃地防止、あるいはそれに含めて移住推進等のことをやっていくことによって、しいては新しい担い手の確保にもつながる可能性も出てくるといった広い視野でご認識いただく中で、ご助言等を行っていただければというように考えている次第でございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

上條農業委員 そうした場合に、具体的な事例が1つあるんですよ。それで、その情報というのはどこに上げていったらいいんですか。農業委員会のほうでいいんですか。それとも空き家バンクのほうに上げたらいいんですか。

川村局長補佐 空き家に対してということですか。

上條農業委員 いや、ですから今の話は、要は空き家そのものというよりは、むしろそれに付随した農地、その農地を、農業委員会としては農地を主体的に考えていくわけですね。そこにたまたま空き家が付随していると。そうすると、例えばこういう方がいらっしゃるよという場合の情報というのは、農業委員会のほうに持ち込めばいいんですか。

議 長 川村補佐。

川村局長補佐 私ども事務局のほうにご相談いただければ、空き家バンクシステムを担当している移住推進課へ繋がりますので、まずは事務局までご相談いただければと思います。

上條農業委員 分かりました。ありがとうございました。

議 長 今のところを整理すると、各地区に空き家があって農地があると。それを、その処理に困っているという相談の窓口は農業委員会もしくは空き家バンクというような、どっちにしたらいいかということは、空き家バンクのほうへ言ったほうがいいのかというその交通整理はどっちに相談したらいい。

川村局長補佐 今のご指摘なんですけれども、私どものほうに相談していただければ、ケースに応じて移住推進課のほうに繋ぐようにいたします。仮に農地がついていない空き家の相談を受けたときにでも、私どものほうに言っていただければ、同じ市役所内ですので、それをお繋ぎするようにいたします。

上條農業委員 分かりました。ありがとうございました。

議 長 いいですか。

なお、皆さんもそういうことですので、もし各地域へ帰ったときに、空き家がある。ただ、空き家自体は、本来は我々は空き家つきの農地だったらアクションを起こすテリトリーということです。ともかくその結果は責任は持てませんけれども、事務局のほうへ情報を上げていってもらって、それが新規就農者なり新規移住者なりという、その選択肢の余地があるならば、またこっちの役所のほうで検討して、情報を流す。希望の方があれば、そこに流すというような営みをするということですので。

なお、補足があるようです。川村補佐

川村局長補佐 申し訳ございません。一遍に言えばよかったんですけれども、さらに突き進んだときに、そういうところに入りたいといった場合が今度想定されると思います。そうすると、新規就農のほかにも、その空き家に対していろいろリフォームとかということも想定されます。いろいろ縦割りで恐縮ですが、住宅課というところでリフォームなりの補助金等もございます。あるいは、新規就農といったときに、場合によっては農政課のほうで新規就農の補助金、あるいはハイランド農協さんのほうへの里親研修、そういったような制度、梓川でも果樹のほうの里親制度が昨年からできております。そういったお繋ぎをいたしますので、新たに一步進んだ場合でも、また事務局のほうにご相談いただければ、各担当部署のほうにお繋ぎするというような方策も取ってまいりたいと思いますので、併せてよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

久保農業委員 ちょっといいですか。

議 長 久保委員、お願いします。

久保農業委員

今の川村さんの説明、非常にありがたい話で、今日の四賀の2件も、多分来月上がってくる1件も、去年あった1件、2件かな。全部農地ですけども、先に話が上がるのは全部空き家なんですよね。これは昔の話なんですけれども、空き家を相続するとか買うといったときに、川村さんおっしゃるように、売手は全部買ってほしいと。農地も、四賀の場合ですから山も全部。そうすると、またこれ、愚痴になりますけど、行政書士とかなんかの皆さんは、農地は難しいから駄目だと。農地だけは後にしろという話が今までずっとあったんです。今回の件で、川村さんおっしゃるように、それを、だから普通の人は農業委員へ持ってきますよね。多分、空き家バンクがどこかに何とかしてくれと言ったときに、そういう門前払いを食わせないようにしてほしいんですね、特に四賀の場合は。遊休農地とか荒廃農地、何でもいいわ。何でもいいわ。取りあえず、この場であまり言うと失礼ですけども、取りあえずオーケーして、全部売ってくれ、買ってくれと。あとは何とかなるだろうということやらないと、いわゆる荒廃農地が、遊休農地が解消されないんですよ。少しでも解消してもらえればいいという意見があるんで、いや、私はそう思っていますから、その辺、川村さん、移住何とかとか、推進とか、いろいろなところに対して、門前払い食わすなやと。農業委員会では、変な約束はできないけれども、何とかするから前へ進めろというようなほうにフォローしてほしいんです、私としては。

それで、四賀の場合は、皆さんご存じかしらん。クラインガルテンとかいうのがあって、初めちょっと無理だったら、取りあえずそこに入れと。入っていろいろなことをやりながら、空き家を買うとか、古民家を買うとかというように2段階にしろというのが四賀の空き家対策のお姉さんというか、おばさんが主にやっていることで、私、この間も奈川との例の協議会の日もそういう話が出ましたんで、ぜひそういうことで前向きにお願いします。

議 長

川村補佐。

川村局長補佐

とりあえず農地法の関係、3条あるいは利用権という形になっていくかと思うんですけども、その辺は法的にこちらのほうにも諮って、審議していただければいいと思います。

ただ、その空き家という観点の中で、松本市の重点項目の1つとなっております。空き家と移住促進。これにつきましては、今申し上げたとおり、最大ポイントの1つとなっておりますので、私が言うまでもなく、各担当部局のほうでは、それに向けて推進をしていくという形を掲げておりますので、ご承知おき願いたいと思います。

以上でございます。

久保農業委員

ありがとうございます。

議 長

そういうことで、事例が具体的に出たときに、誰に相談していいかというのは、川村さんも申し上げたとおり、もちろんその現物の内容にもよるし、いろいろ千差万別であり、ともかく窓口はここにあるので、相談してください。

ほかに地域計画を除いた中での計画について、それぞれ情報・研修委員会も振興委員会も対応していただいていますので、また我々も全面的に協力しながらいきたいと思いますが、離れた中での、よろしいですか。

じゃ、その次、地域計画、目標地区の関係に行きます。

別冊の資料、係長からお話がありましたとおり、19地区は当然法的にやれというのが国の、前々からも申し上げているとおりです。一番果実としてつながればいいんですが、19地区19通り、進度も19通り、19方式。それで、こういうような今、農政課との反り合わせの中でペーパーが出てまいりました。

基本的に我々委員はここで何をやるんだということになってくると思いますが、説明があったとおり、農政課と私たちの事務局でまず反り合わせをして、それで地域に入る。これ、地域に入るということは、我々委員のところへ入ると同時に、それが再生協であるのか、ほかの独自の組織であるのかというのは、19地区それぞれ全部が違うとは申しませんが、そっくりではありませんので、その営みをこの5月ですよ、もう4月終わりだから。5月でそれをどこへアクションを落としていいかというのを事務局と農政課の担当で反り合わせをして、それ以降、そこへ入る。それで、真っ先は、その幹部だか担当者と反り合わせをして、それでその後、担い手の皆さんを集めて、さあ、こんなことをやりたい、こんな地図をやりたいという提示して、その素案をつくっていくというような営みが今の説明であると思います。

だで、そこで係長、問題、いい、そういうことで。

じゃ、そこへ補足してもらいます。

草田係長

今、会長のおっしゃっていただいたとおり、既に地区の主な農業関係者と地域計画の方向性について相談はしていただいている地区があります。中山地区だとか、梓川、波田だとかはあります。

その3番に記載してあるような農業関係者、地区再生協議会、JAの関係者の方だとか集まって、そこで農政課の職員、あそこちらの職員行って、まずこの地区について、どういう方向性でやっていくのか、どういうストーリーをつくって、この地区について将来像をつくっていくのかというのを、そこで大まかなものを決めて、6月、7月の中心経営体も含めたところで、こういうふうを考えているんだけど、どうだという協議をしていく。そういった予定で考えているそうです。

議 長

じゃ、それで、今、分かったような分からないような話だったと思うが、具体的にね、この間、田中武彦さんと僕と今井のJAの農業課長とちょっとその辺も話をして、今井の事例で言うと、話をして、農業課長、何だか

分からないと言ったけれども、今、こういう流れになるかもしれないから、そのときは協力ねというところで止めたんだよ。ということは、今井は再生協がそういうふうな営みをする母体になるんじゃないかなというふうな感じの中で、そういうちょっと話のきっかけをつくりました。

だから、ここに書いてある農業関係者というのは誰かというのは、それぞれ地域にあると思いますし、変わってくるかと思います。その辺を明確にした中で、それ、我々委員は、例えば今井ではこういうことで間違いなら間違いというシグナルをもらって、我々はもしそれがJAの担当の農業課長なら、ちょっと話をして、こういう話も出てくるで、一緒にやるじゃねえかという話をしてもらう。そうしたら、順序はね、農政課と農業事務官が真っ先行った後、我々が話をするかどうか、それはともかく、そういう営みをしてもらって、お互いの共通認識の中で次のステップ、さっきの担い手と言われるところへアクション、その資料は、人・農地プランの実質化のときに、それぞれね、松本市の場合、ハイランド管内かな、の場合は、それぞれアンケートをそこで取ってあるで、それがさっきの2枚目、3枚目、4枚目の資料になりますから、これが基礎資料になると思います。それをつくって、これが我々のそういう意味では素案づくりですよ。これで、あと2年後までにそれが完成するというような、こういうフローが、今、僕の頭の中ではあります。

だで、それが再生協なのか、例えば6月の中心経営体や関係団体等のところは、それぞれ違う組織であるだろうし、波田だとまた違う組織をつくられているだろうしということです。

だで、それが基本的にお題目からいうと、この農地を誰が5年後、10年後管理するか、その絵を描きながら、それに対する施策をやっていくというのが国の施策の中の発端ですけれども、現状は問題点はそんなところにもあるけれども、もっと現実には悲惨だから、これを1年ごとに見直ししながら、現状に合わせて地域の農地を守るなり、山に返すなり、そういう判断をしながらいくということになると思います。

じゃ、そういうふうなことを理解するかどうか、僕、ちょっと口幅ったいんですが、その中で、個々の内容はともかく、何か質問なり意見なりがあったら、ここでその回答はすぐできるかどうか分かりませんが、ちょっとください。

じゃ、河野委員。

河野農業委員

目標地図の関係なんですけど、ここにパンフレットがあって、ああ、こんな格好になるのかなというふうな絵を示してありますが、実際に地区の農地関係を一番把握しているのは農協の営農生活課長なんです。全体的に相談もあるし、いろいろの手続のお手伝いもしたりすると。転作の関係もやっているし、いろいろそういう面では、農地について一番詳しい。

営農生活課長さんたちは、どの程度の頻度か知りませんが、農政課のほうで皆さん集めて、いろいろ説明会をやったり、意見交換したりしているというふうにお聞きをしたんですが、そういう席で目標地図の話ですね、そ

れをしっかりと営農生活課長さんに理解をしておいていただくと。そうしないと、営農生活課長さんも、上から下りてくる話じゃないもんで、どっちかという目標地図は農業委員会でつくれよというような感じで来ているもんですから、我々、何百町歩もあるところを1人、2人で目標地図をつくるというのは非常に困難な話なんで、そこをちょっと、農政課のほうを通じてということだと思いたすけれども、お願いをしたい。

それで、あと計画だから、絵を描くことはできるんですが、計画と違ったようになった場合に制約があるのかどうか。要するに、これ、目標と合っていないねという利用権設定や3条が出てきた場合に、それが目標と合っていないから駄目だよというような話が現実問題として出るのかどうか。それによって絵の描き方も気をつけて描かなきゃいけないし、あまり突拍子もなくきれいな絵を描いちゃって、あと困るということにもなりますので、ちょっと我々もその辺のところは十分理解してないというのが現状です。

そんなことで、ちょっと農協の営農生活課長さんの関係、それから我々もまだ勉強しなきゃいけない関係、その辺のところをちょっとお願いをしたいと思いたす。

議長

いいです。それは希望で、もちろんそこは営まなきゃいけないで、もちろん我々事務局もそうだし、農政課もそうだし、JAとも連携しないと成り立たないことはもちろんだもんで、じゃ私もそう思っているし、じゃそれぞれ、こっちの事務方もそういう感じで、その共通認識を農政課の担い手担当にも持ってもらおう。説明して、農協の現場のところまで落とししてもらおうということですね。

じゃ、上條さん。

上條農業委員

今の河野さんの意見だけれども、毎年営農計画書って、みんな1筆ごとに何を作るかからどうするか、出ているじゃん、市役所に。だから、市役所の中でどういうふうにそれを有機的に使うために処理してくれるかという問題で、今さら農協に戻る必要ないわけよ。こんなところ二重にやる必要ないじゃん。

具体的なことがあるから、だからさっきも言ったけれども、もうとにかく農政課がこういうものを用意するなら、そこにボタン1つでみんな呼び込めるようなデータというものは営農計画書にも細かく載っているわけだから、それを拾うシステムを市役所の予算で市役所の中でやってくれれば、それでいい。農業委員会関与するまでもないわけだと思います。

議長

意見だし、計画書は5年後、10年後という地図はないもんで、その辺も含めて、現状をそれ、拾うなら拾えるその手段とテリトリーということで。じゃ、どうぞ、塩原委員。

塩原（ ）農業委員 ちょっとお聞きしたいんですが、波田は独自の組織がありますよね。それで勝手に進めていっていいんですかね。

だで、もう6月に入ったら、もう担い手とか100名以上集めて、もうグループ化をある程度させていこうかなという案まで出て、だで年内にどうしてもある程度の地図を作成しなきゃいけないもんですから、勝手に進めていっていいですか。

議長 これにはフライングはねえと思うよ。どうですか、事務局。

草田係長 農政課にも確認をしていますが、本当に各地区で実情が違うと思いますので、各地区ごとにそのスピードでやっていっていただいていると思います。

議長 どうですかね、ここ。なかなか順番に言えば、いろいろ出てくると思うだよ。まあ、まあと言っちゃいけないか。やってみるだ。
はい。

上條農業委員 昨日の今日の話だもんで、懸念が1つだけある。

議長 ちょっと待って。
じゃ、中川さん。

中川農業委員 草田さん、ちょっと確認です。この何、カラーの地図が3つありますよね。要は、これを何、そのときに提示して、大きな紙にして提示していただくということ。
これ、3通りありますが、経営意向、縮小、拡大、廃止と、あと年齢別、それから担い手の区別別ですよね、中心経営体とか何とか。これっていつのデータをこうやって落とし込んでいただくものなのかということ。

議長 係長。

草田係長 こちらのデータについては、令和2年に人・農地プランの際に意向調査を行なった結果が反映しています。そのデータに基づいた地図をお持ちする予定になっています。

中川農業委員 了解しました。
もう一つなんですが、ちょっと地域のことになるんで、全体の話じゃないんですが、里山辺と入山辺って、これ、JAの山辺支所なんだよね。山辺支所で営農生活課長という人がいます。それで、再生協議会も、里山辺の再生協議会と入も再生協議会って別々なんだよね。別々で、だけれども営農生活課長は1人ということになっています。だから、多分これ、19地区というと、多分入と里と別々ということやね、これ。多分ね。そうだよね。

ところが、実態として、例えば里山辺も入山辺も、例えば担い手という人は、実は里の人でも入に畑があったりとか、いや、入の担い手でも里山辺

に圃場、田んぼがある人って普通にいますよね。私、里だけれども、ブドウ園、入のほうが多いとかいうのが普通にあるので、多分その辺整理しなくちゃいけないと思うので、だから一緒にやるか別にやるか、その一歩手前のこの地区の主な農業関係者の方向性について相談してありますが、これは多分、だから営農生活課長になってくると思うのだけれども、これだけはちょっときちとやっておきたいね。

そのときに、入と里で一緒だ、実は。そうなると、担い手中心経営体って、これ、50人ぐらいになっちゃうんで、それじゃ多過ぎるなというのもあるし、ちょっとその辺をきれいに、一番初めに、全体ぐちゃぐちゃになる前に、一番初めだけちょっときっちり押さえておく必要があるなと思うので、これ、一番初め、これ、ちょっと入と里、大事にやりたいというものもあるから、一番初めよろしくお願いします。

議長 はい、どうぞ。

草田係長 今のお話、農政課の担当にも伝えて、一緒にやったほうがいいのか、別のほうがいいのか、まだ中川様にとってもどちらがいいか判断がつかないという感じなんですか。一緒にしたほうが多くなっちゃうし、ただ、別々にすると、農地は同じだしという感じ。

議長 じゃ、塩原さん。

塩原（秀）農業委員 すみません、ちょっと頭の中でどうやったらいいのかということを考えていたんですけども、まず今、農協に集まっているのは、水田の情報はかなりあるんですけども、畑作の情報はほとんどないというのが実態だと思います。

畑ね、ぶどう園だとか野菜を作っているところ、平らいところは田んぼしかないのでもいいんですけども、山、中山間地へ行くと、畑半分の水田半分になりますから、そういう中も当然計画に入れていかなきゃいけないとなると、書いてない情報が十分あるのかなというのが1点です。

それから、これをつくっていくのに、まず主立った方に神林の場合は集まってもらって、そこでどの協議会を使うのか、どうやって進めるのかというのを、一旦そこで1つの協議しなきゃいけないなと思います。そのときに説明をしてくれるというと、農業委員会と農政課と両側へ来てもらえるということでもいいですかね。

じゃ、地区としては、主立った農業関係者を自分のほうでピックアップして、こういうものをつくりたいが、神林はどういう組織を使ってどうやっていくかという段取りの会議を1回開くと。それで、それに向かって次は進んでいくというと、地区での説明会も2回、3回はやらなきゃいけないかなと思うんですが、そういうような進め方でもいいでしょうか。

議長 提案申し上げているのはそういうこと。基本的には、表立った2段階と、

それが再生協になるか、梓川、波田みたいなほかの組織になるかは、それぞれ地区と相談して、まず1つで、それで今回は担い手に集まってもらって、こういう地図を描きますという2段階だと思います。

草田係長 はい、おっしゃるとおりです。

議 長 じゃ、懸念。じゃ、上條委員。

上條農業委員 実はですね、昨日梓川の理事会あって、この今、まさしくこのこと、水で出ただよ。

今、組織改革やっていて、右と左と6地区ずつあるんだけど、そこで問題になったのは、うちの地区は昔からこうやっているやつが、もう壁になっちゃうんだ。1つの組織をきちっとつくってくれないと、これとこれだけはしっかり押さえて、共通にしておかないと、もうあちはばらばら、こっちはばらばらになってくる。それは、それぞれの地区で議論やってみると、神林は神林で、私のところはこうだ。いや、山辺は山辺、入山辺はこうだという話になっていって、收拾つかなくなっちゃう。こいつとこいつとこいつだけはしっかり押さえて、水のときは管理費というか、手当のところの予算で、旧町村、そこの出ていた金が、今はしっかり啓蒙したか知らんけれども、ある意味ボランティアでやりましょうというのが大勢を占めてきただよ。それだけでも、昔からやっているところは、そういう触れを出したときに、その金どうしてくれるんだという、こう梓川に上がってきただよ。

だから、組織とそれをちゃんと動かしていくためのものは、ずっとやる気のある人とボランティアでできるかということ、もうそれはほとんど難しいと思う。必ずそういう組織を維持するために、じゃどういう予算使うかって。だから、こういうものを使って、有効に使ってとか、一定の方向性を農業委員会のほうから出して、それぞれの地区で組織づくりをやってもらわないと、多分收拾つかなくなっちゃう。全体でやろうとしているんだけど、もうてんでばらばらになっちゃうという可能性をちょっと懸念します。

議 長 じゃ、意見で聞いておきます。

いい。ほかに。

じゃ、矢嶋さん。

矢嶋農業委員 最終的にはJAのほうの協力をいただかなくちゃいけないんですけども、いわゆる上のほうできちっと話をしておいていただかないと、農業課長にすればよっこな仕事になるわけですよ。だから、それは行政の仕事でしようっていうふうになってきちゃうと、非常にまずいというふうに考えますので、いわゆる本所の上のしょうとしっかり話をさせていただいて、担当課長にも協力いただけるような方向づけだけはしっかりやっておいていただいたほうが、スムーズにいくかと思います。

議 長

分かりました。その辺はもちろんやらなきゃいけないし、もちろん局長以下、事務局もそうだし、農政課もそうだし、その辺はやっぱりJAの再生協がある程度の窓口的存在になってもらうには、それなりの組織の説得なり、共通の認識で進まなきゃいけないと思うんで、それはやはり我々の仕事と同時に、農政課の仕事でもあるし、この認識をよく、局長以下、この組織の中でも分かってもらって、ただいまそれぞれいろいろ意見いただいていますので、それをつなげていくということがやはり筋だと思います。

さっき河野さんから、ペナルティーとか、正確性とか、いろいろお話があったが、今のところ聞いている範囲ではないですし、毎年見直していくということですので、その辺の正確性は、もちろん預言者じゃないで分からないところもあるんだろうけれども、今ある材料をもらいながら、現実になら近づいていって、将来どうなるかというものを取っていく営みだと思います。これから、もちろん国の施策ですので、どういうふうに変わってくるかというのは分かりませんが。

ほかに。

[質問、意見なし]

議 長

いいですかね。いいですかというのは、訳の分からなかったようなことで、腑に落ちて、みんなが「さあ頑張ろう」という雰囲気になるような感じではありませんけれども、じゃそういう営みの時期で、今、計画立ててもらいましたので、皆さんからいただいた意見を踏まえながら、それぞれ事務局側の対応と農政課の対応、前向きに進むよう努力していきたいと思えます。よろしいですかね。

ほかに意見ないようですので、全委員の方にお伺いしますが、議案第30号については、原案どおり決定することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

35ページの表題の「(案)」の文字を消していただくようお願いいたします。

次に、報告事項のア、山林化農地に関する非農地判断の結果についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

田中主事。

田中主事

事務局の田中です。

すみません、長くなってしまうといけませんので、簡単に昨年のパトロー

ルで見ていただいたもののうち、山林化、原野化したものに対する最終結果のご報告いたしますので、資料は43ページになります。お願いします。

2、これまでの経過ですけれども、去年の11月の総会で方針をご報告しまして、今年2月に所有者宛てに事前通知を送付して、山林化、原野化することへの異議申出をしていただく期間を設けました。

そうしましたところ、この申出期間に145筆ほど同意しないという連絡をいただきました。理由としては、退職したら農業を楽しみたいよとか、家族ともうちちょっと相談したいから、ちょっと時間が欲しいというようなものが非常に多かったと思います。

どのようなお申出でありましても、今後もしばらく農地として保有する意思があるようであれば、少なくとも草刈り等の保全管理はしていただいて、周辺への影響がないように気にしていただきたいという願いはこちらからしております。

非農地には同意するけれども、農振農用地区の除外はしないでくれというようなお申出はありませんでしたので、これから除外に向けて農政課のほうで進んでいきます。

最終的に3月22日に事務局で決裁しまして、4月17日に所有者へ正式な非農地通知を送付したところであります。

結果は、すみません、数字をご覧ください。

また、筆ごとの明細も別冊で用意しておりますので、ぜひご確認をお願いいたします。

4、非農地判断後の事務処理ですけれども、農政課と耕地課、森林環境課、資産税課にこちらから情報提供を行いましたので、このことによりまして、まず令和6年度からの課税区分が変更されます。農地の課税から一般山林という課税に変わっていきます。

また、農政課のほうでは、青地の除外手続が進みますし、山林としたところには森林台帳に登載されることとなります。

また、農地台帳の整理ということで、非農地判断地は既に3月末で農地台帳から削除しましたので、現地確認アプリですとか農地ナビで、もう今見ていただいても、表示することはされなくなっております。

すみません、5番の「来年度以降の手続」とありますが、すみません、もう4月に入っていますので、「本年度の手続」が適切でした。申し訳ございません。

本年度の非農地判断地の手続なんですけれども、引き続き手法としては今までのものを倣っていきたいと思います。

ただ、パトロールに関しては、皆様すごく心配をいただいている中だと思えますが、流れ、ちょっと簡単に説明しますと、まず事務局のほうで皆さんに見ていただきたい農地というのをシステム上でセットします。地番をたたき込みます。そうすると、タブレットの現地確認アプリ、緑のアプリを開けてもらったときに、既に見ていただきたい筆の囲む線の色が変わっています。黄色で表示されると聞いていますけれども、なので地図を開けば、見ていただきたい農地が一目で分かるようになっていまして、そこに

行っていただいて、1号、緑だ、2号だって、こう判断された際には、画面上で何か文字を入力するような画面は特別ありませんので、選択肢で出てきます。2号なのか、1号なのか、それを画面上で選んでいただくというような作業を筆ごとやっていただくようになります。

ただ、タブレットの状態が非常にまた不安定でして、先日も突然もう充電もできなくなってしまったというようなものも出てきていますので、どうしたものかなと思っている中なんですけど、タブレットありきのパトロールというよりは、タブレットを利用できないときの対策として、今までみたいな紙のリストもお配りして、できればタブレットを使っていただきたいんですが、紙のリストに結果を書いていただくというようなことも併用していかなきゃいけない、そういうことも考えなきゃいけないスケジュール感の中で段階に来ているのかなというふうに思っております。

すみません、最後ですね、資料の最後になりますけれども、別冊で個人の方のお名前が入ったような資料も用意していますけれども、その最後に4月17日にこちらから送った書類の一式がついています。11月の総会で所有者がする地目変更申請、なかなかされないよという問題があるので、所有者がちゃんと申請に行くように、分かりやすいものを出してほしいという意見を委員さんから頂戴しましたので、こちらで法務局と打合せをしまして、用意いたしました。

結果、すごいボリュームのある文書をお送りすることになったんですけれども、法務局側は、不備が出ないように、不備を出すことによって、所有者からも申請することへの理解がどんどん薄れていくので、不備が出ないような内容で、かなり法務局から指示を受けて作った内容になっております。

すみません、簡単ですが、説明は以上です。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま田中さんから話がありました。

質問、意見ある方はお願いしたいと思います。

じゃ、二村さん。

二村農業委員

すみません、今、お話を聞いて、実は何回も私、お話しした、本当は農地で、みんな農地だと思っていたんですけども、いつの間にか農地じゃなくて、非農地になっていたところが、動物がいて、そこからもう周りはいっぱい、全部農地なもんですから、今、私たちは農地だと、そこを草刈りをお願いしますという話できるんですけども、今、そこはできない状況になっているんですよね。そういったことで、今、実はここへ来る前にも、そういうふうにしたいたいという方がいたんですけども、やっぱりその付近なんですよ。

そういった場合に、確かに作れないところはそういうふうにしたほうがいいと思うんですけども、動物とかそういう管理から考えると、全く恐ろしいなと思って、私としては。そういうところはどうなるんですかね、こ

れから。例のあの、今まで何回もお話ししているのだから分かりますと思うんですけども。すみません。

議 長 田中さん。

田中主事 縦割りの話ですとか、法律の話からになってしまうと、やはりもう農地でなければ、農業委員なり、農業委員会事務局なり、対応はなかなかできない中で、獣の話であれば、有害鳥獣のほうで、またちょっと方向性変えて持って行っていただいたりとかあるんですけども、あらかじめそれらが懸念されるようなところであれば、進んで山林化、皆さんのパトロールの結果をもって山林化進めていますので、あらかじめ分かれば、無理に山林化を進めるということもできない。農業委員さんの判断の中で、山林化しちやえば、そういう懸念があるから、一概にしてもいけないなと思えば、簡単に山林というふうには上げずに、ちょっともんでいただく時間が必要かと思います。

あと、地域計画入ってくる中で、粗放的な管理をするような地区ということで、地区の中でそういった計画を立てていくような時間が今後出てきますので、はい。すみません。

議 長 じゃ、上條さん、お願いします。

上條農業委員 前にもちょっとこの件でお願いしたんですけども、水利権の非農地判断をされたところが外すというときに、改良区に、必ずそれぞれの改良区に連絡してほしい。精算金というのを取らなきゃいけないから。それを落としちゃうと、もう大変なことになりますので、必ず外した地番というか、それを改良区に連絡してほしい。本人が来る場合もあるけれども、どうせ放ってある人たち来ない。困るもんで、それだけお願いします。

議 長 はい。

田中主事 今までも情報提供はしていたんですが、しっかりとそういう問題意識を持つての情報提供がされていなかったのだから、今年度から耕地担当の者の連携して、そういった問題を含むからこそ、情報提供をするから活用してほしいという意味で今年からやってきています。

議 長 ほかに。
中野さん。

中野推進委員 すみません、タブレットのことで、この前、春先、少しタブレットの使用で研修会したときに、雑談でちょっと話をしたんですけども、今度見てもらいたい農地っていうのが入るといふふうになってはいますが、農地のところを押すと、記入欄というか、特記を書くところがあるじゃな

いですか。それで、あれを記入した場合に、ちょっとこの前聞いたら、それ記入したら、日本中どこの委員さんが見れるよという話が出たような気がして、今度そういうものが、例えばこれはどういう農地だよというのを記入した場合に、本当にタブレットを持っている人はどこでも誰でも見れるということがあれば、それはあえて今、そこを記入していいもんかどうかという、ちょっとそこをこの前も田中さんと話をしたことがあったんですけども、それはどの辺までみんなが見れるのかというの、分かりますか。

議 長 はい、じゃ。

田中主事 農地パトロールで見ていただくのは、農地の区分、1号遊休農地、2号遊休農地、これはタブレット、農業委員向けのタブレットではなく、全国民が見れる農地ナビに既にもう表示されています。

農地ナビにはほかにもいろいろな情報を含みますが、農地パトロールから引っ張ってくる情報は農地の区分ですね。それはもう既に見れるようになっていきますし、これからも公開していく情報になります。

議 長 いいも悪いも、ちょっとほかのね、ちょっとまたブロックの研修会でもやりますし、個々でまたお尋ねください。
ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 よろしいですかね。
じゃ、これは報告事項ですので、今までの内容を含めてご承知おきを願いたいします。

次に、報告事項のイ、令和5年度農業委員会事務局及び農政担当課の職員体制についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

草田係長。

草田係長 令和5年度農業委員会事務局及び農政担当課の職員体制については、別冊になっております。こちらについては、また年度を通じてお問合せいただく際にご活用いただきたいと思います。

以上であります。

議 長 これにつきまして何かありますか。

[質問、意見なし]

議 長 個人の好みは別として、じゃいいですね。これは報告を受けたということ

で、ご承知おきを願います。

次に、報告事項のウ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

草田係長。

草田係長

こちらについて報告いたします。

4月4日に南部ブロック会議、4月11日に西部ブロック活動が行われています。

次のページをご覧ください。

当面の予定になっております。

5月の予定ですが、26日に会長がJAあづみの総会に出席の予定になっています。記載はされていませんが、その予定になっていますので、よろしく願います。

また、5月31日の総会では、令和4年度の最適化活動の点検・評価がありますので、お忙しいところ恐れ入りますが、推進委員の皆様にも出席をお願いします。

以上であります。

議 長

ありがとうございました。

何か委員の皆さん、ありますか。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件はただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきを願います。

それでは、以上で報告事項は終了しました。

その他の項目に入ります。

最初に、支援センターからの情報提供ですが、本日は寺戸課長補佐が欠席ですので、事務局から案内をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

今月についても、松本農業農村支援センターから資料を頂いております。

1ページ目に概要が記載されていて、2ページ以降、詳細なものが記載されていますので、またご覧になってくださいと寺戸補佐から言づけを承っております。よろしく願います。

以上であります。

議 長

ありがとうございました。

それでは、その他全体を通じまして委員の皆様から何かありましたら、ちょっと待てよ。

草田係長

もう一点ございました。失礼いたしました。

会議の資料に同封させていただきました、赤い色紙のついたものと一緒に送らせていただいて、本日提出をいただいております最適化活動の点検・評価の実施についてであります。既に昨年度の実績を、活動の内容だとか、活動実績、成果実績をご記入いただいて、提出をいただいております。ありがとうございます。

今後なんですが、4月末に提出をいただいたものを5月の、来月の総会で点検・評価をして、結果をまた各委員さんに通知をするというふうな予定になっております。

昨年度の活動の実績を私たちのほうで集計をして、確認をしましたところ、農地の見回り活動や農家への声かけ活動を積極に行っていたいて、遊休農地の発生の防止に結びついたらんじやないかなというふうに感じております。

こちらを総会に出された意見としてこちらで作成をして、また来月の総会にかけて、皆様にご通知差し上げたいと思いますが、そういった形でよろしいでしょうか。

議 長

機械的にお願いします。

草田係長

よろしく願いいたします。

以上であります。

それと、本日欠席の委員の資料につきましては、各地区でお持ち帰りいただいて、会議結果と併せておつなぎいただくようお願いいたします。

なお、書類を入れる封筒が必要な場合には、事務局に準備がございますので、一声おかけください。

また、該当地区の委員さんに事前に配付しました農地法関係の申請書類原本ですが、机の上にそのまま置いていってください。

最後に、お車でお越しの委員の方は、市役所駐車場の無料認証しますので、お申出ください。

この後なんですけれども、懇親会出席される方、ご案内があります。駐車場についてなんです、市役所の駐車場については、総会終わった後、処理後30分までは無料になっています。それ以降は有料になっていて、20分100円になっています。懇親会に行かれる方については、ホテル花月の駐車場に駐車をしていただくようお願いいたします。

場所については、市役所から花月のほうに向かっていただいて、突き当たりを右に曲がっていただくと、上土劇場と書かれた建物の手前が駐車場になっております。こちらが400円になっていますので、入ってチケットを取っていただいたら、400円と一緒にフロントに出していただくと、サービス券がもらえるような形になっていますので、よろしくお願いいたします。

懇親会后、市役所の駐車場をご利用されている方、出入口のバーがある駐車場であれば退場できますが、チェーンで鎖になってしまうような駐車場

ですと、退場できない場合がありますので、ご注意ください。

予定では、6時からになっていますが、よろしいでしょうか。よろしいですかね。よろしく願いいたします。

以上であります。

議 長

マニュアルどおりの説明ですので、皆さん、お願いします。

その他全体を通しまして何かありますか。

じゃ、二村さん。

二村農業委員

すみません、申し訳ない。すみません。

地区の方からちょっとどうしてもお願いしたいということなので、ちょっとここで話ししたいと思うんですけども、実は松本市は、家族経営協定を結んで、家族みんなで楽しく農業をするということと、それから認定農業者にみんな同じようになって、同じ立ち位置でやっていくって、そういうことで、うちの地区も果樹の冬期の女性の講習会にこの話をして、何人か家族経営協定も結んだし、認定農業者になりたいって、そういう話がありました。

実は、再認証された方のおうちで、今までは松本市だけで認定農業者よかったみたいだけれども、何か制度が変わって、うちの地区は安曇野市でも農地があって、そっちにも作っているの、安曇野市のほうの許可を得なくちゃいけないということで、松本市に一応出したんですけども、県の支援センターのほうに行って、そこから安曇野市に連絡が行ったんですけども、安曇野市で親夫婦と子供夫婦4人で認定農業者を取られて、5年後の前向きにやっていて、この息子さんたち夫婦に経営移譲というか、移譲していくんだという、そういう話だったそうなんですけれども、何で4人認定農業者がいるだという話で、返されて、何かすごく大変で、松本市でいいと言われても、安曇野市では駄目だということだったそうなんです。

すごくそのところがちょっと納得いかないというか、そういうお話で、やっぱり認定農業者が4人で駄目というのが、ちょっと私もそれはおかしいんじゃないかというふうに支援センターのほうにもお聞きしたんですけども、やっぱり松本と安曇野市はちょっと違うのという話だったんですよ。

そうやって畑がちょっとまたがってやっているところでは、もちろん安曇野市と言うんですけども、安曇野市に報告はいいと思うんですけども、松本市がいいって言って、支援センターでよければいいんじゃないかなと思うんですよ。

だから、そこのところがすごく大変だったというお話を聞いたので、ちょっと農政課のほうにお話をさせていただいて、松本市の方向でやっていただけたらいいんじゃないかなというふうに思って、そのように伝えてくださいと言われたので、今日ここで話しさせていただきますので、よろしく願いいたします。すみません。

議 長 　　いい。草田係長。

草田係長 　　今のお話、農政課のほうに伝えておきます。ありがとうございます。

二村農業委員 　　お願いします。

議 長 　　いいかね。ありがとうございました。
　　以上で本日の案件は全て終了しました。
　　ご協力ありがとうございました。

14 閉 　　会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 _____

議事録署名人 14番 _____

議事録署名人 19番 _____